

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、夫は自営業であったが、生活が困窮したため、国民年金保険料の納付が困難となり、夫婦二人分の保険料の免除申請を行ったはずなのに、申立期間について、夫は免除とされているが、私は未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金保険料の免除申請の審査は世帯単位で行われており、申立人の夫は、申立期間について申請免除期間とされていることが特殊台帳により確認でき、本申立てを受け付けた年金事務所も「配偶者の一方だけが免除承認されていることは不自然である。」としていることから、夫婦の免除申請手続を行っていたとする申立人が、申立期間に係る免除申請手続を行わなかったとは考え難い。

また、申立人とその夫は、申立期間直前の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を 56 年 5 月 20 日に過年度納付し、申立期間直後の 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間は、夫婦共に申請免除期間であることが上記の特殊台帳により確認できることから、申立期間当時、夫婦は同様の納付行動をとっていたものと考えられ、申立期間についても保険料の免除申請手続が行われていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格の取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

昭和32年3月1日に株式会社Cに入社し、48年6月7日に子会社である株式会社Aに転籍したが、記録されている株式会社Aでの厚生年金保険被保険者資格取得日は48年7月1日とされている。調査の上、記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答、同社が保管する辞令リスト、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期に株式会社Cから株式会社Aに移籍した元同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、株式会社C及び関連会社である株式会社Aに継続して勤務し（昭和48年6月7日に、株式会社Cから株式会社Aに移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年7月における社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、株式会社Aの厚生年金保険の新規適用日は、

上記同僚のあっせん（申立期間について、他委員会の決定に基づき、平成23年6月17日付けで年金記録を訂正することが必要であるとの通知が行われている。）により昭和48年7月1日から同年6月7日に訂正されているものの、申立期間当時において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私自身、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、母親が、当時、集金に来た職員に支払っている光景を見たことがある。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、昭和55年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、昭和54年12月16日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることがA県B市の国民年金被保険者名簿により確認でき、これは、オンライン記録とも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内、A県内及びD県内全てを対象に「E（漢字）」、「F（カナ）」及び「G（カナ）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで

私は、昭和49年6月に18歳で結婚した。夫は独身の頃から国民年金保険料を納付しており、私も20歳になったら必ず保険料を納付するように言われていた。20歳の誕生日前に納付書が送付され、その時以来、夫の分と一緒に郵便局かA銀行で欠かさず納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生日前に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間を含め保険料をその夫の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が、その主張どおりに申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金に加入していることが必要であるが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は、昭和53年4月に加入したものと推認でき、このことは、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は昭和52年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び現年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い上、現年度納付が可能な昭和52年4月から53年3月までは、上記の国民年金収滞納リストにおいて未納で

あることが確認でき、これはオンライン記録とも一致している。

なお、申立人が所持する年金手帳に、「はじめて被保険者となった日 昭和50年8月3日」と記載されているが、これは、その日が、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2577

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年7月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃、母親がA市B区役所で、自身と私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年*月頃、その母親がA市B区役所で、自身と申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月にC県D市で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、国民年金被保険者資格を昭和46年12月10日に任意の種別で新規に取得していることが、A市の国民年金被保険者名簿で確認でき、任意加入者は遡って同被保険者資格を取得できないことから、申立人の母親の加入手続は、前記の資格取得日に行われたものと推認できるところ、申立人については、上記のとおり、52年10月頃に国民年金の加入手続がなされたも

のと推認されることから、申立人の母親が自身の国民年金保険料と共に申立人の申立期間に係る保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和44年10月6日」と記載されているが、これは、その日が、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、E県内及びC県内全てを対象に「F（漢字）」及び「G（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

申立期間①においては、A社（法人格は、不明）に、また申立期間②においては、株式会社Bに、それぞれ勤務していたが、オンライン記録ではその期間について厚生年金保険に未加入となっていることは考えられないので申立期間①及び②について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したと主張するA社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所に係る法人登記簿も確認できないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の記憶が曖昧であり、照会を行うことができない。

さらに、申立人は、A社は飲食業であったと主張していることから、関連業界団体を統括しているC社へ照会したが、該当する事業所は見当たらないとの回答であった。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険加入記録は確認できない。

申立期間②について、株式会社Bの元事業主は、「申立人は、期間は不明だが当社に勤務していた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「当時の資料は保管していない。また、当時は人の異動が激しく、厚生年金保険への加入を希望する人がいなかった。当時、厚生年金保険に加入していたのは社長のみであり、申立人は、勤務はしていたが厚生年金保険には加入しておらず厚生年金保険料も控除していない。」と回答している上、オンライン記録においても、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっている者は、事業主以外見当たらない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人について記憶している者は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は記載されていないことが確認できる。

加えて、申立人の株式会社Bに係る雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月26日から35年7月21日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが分かった。当該期間は同社で勤務していたはずであり、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立内容について、B株式会社に照会を行ったところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が存在しないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A株式会社で申立期間当時に勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人の勤務実態について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の妻は、「夫は、昭和31年7月からA株式会社に勤務していた。」と主張しているところ、昭和33年4月からA株式会社に勤務していた申立人の元同僚は、「申立人が入社したのは自分より1、2年後だった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。